

サンプルで理解する 戸籍の様式と見方の基本

ここでは、戸籍の基本事項・様式や見方のポイントを、サンプルを用いて解説します。

伊波喜一郎 司法書士

戸籍には夫婦・親子関係の他、人の出生や死亡、婚姻

等事柄が記載されています。この点は、戦前と戦後で大きな違いはありませんが、どの範囲の親族を記載するのかや、どのタイミングで新しい戸籍を編製する（作る）のかは大きく異なります。

〈記載される親族の範囲〉

戦前は、家制度（江戸時代の家長制のようなもの）があり、1つの戸籍には親子だけでなく、子の配偶者や孫、叔父や叔母なども記載されていました。

一方、戦後は家制度が廃止され、1つの戸籍には「1つの夫婦および氏を同じくする子」が記載されることになりました。1つの戸籍には基本的に夫婦とその間の子、養子縁組した場合には養子が記載されています。

戦前は家督相続や分家により戸籍が編成

〈編製原因〉

戦前の戸籍の編製原因には、主に家督相続や分家、他の市区町村

からの転籍、戸籍法改正がありました。

家督相続とは、家制度において家の中心である家長（戸主）に統率権限が与えられており、戸主が死亡すると戸主の財産や家の統率権は基本的に長男に承継されるということです。家督相続の届出によって新戸籍が編製されます。なお、家督相続の原因は、戸主の死亡の他、隠居もあります。

分家とは、いわば家を抜けて新たな家を作ることです。前述したように、当時の戸籍には戸主とその叔父や叔母と一緒に記載されていることがありました。例えば叔父がその家を抜けて、新たに戸主となる場合、叔父を戸主とした新戸籍が編製されます。

他の市区町村からの転籍とは、本籍の所在地を他の市区町村に変更することです。戸籍は市町村単位で編製しているため、本籍を他の市区町村に変更した新たな戸籍が編成されるということです。

また、戸籍法の改正は過去に何度か行われており、改正の都度新

たな戸籍が編製されてきました。

一方、戦後の編製原因には、基本的に婚姻や他の市区町村からの転籍、法改正があります。

婚姻の場合、例えばAとBの夫婦の間の子Cと、DとEの夫婦の間の子のFが婚姻した場合、CとFについて新戸籍が編製されます。これは、CとFが婚姻した場合、AとBとCが記載された戸籍にFを記載すると、2つの夫婦を記載することになり、1つの戸籍に1つの夫婦という定義に反するからです。

婚姻により新戸籍が編製されるため、新戸籍だけを見ても婚姻前の事柄は分かりません。例えば新戸籍の婚姻は再婚であることだったり、前妻との間に子がいたりすることは分からないのです。

前妻との間に子がいる夫が死亡したときはその子も相続人になります。このため、相続人を特定する場合は、被相続人の死亡時の戸籍だけでなく、過去にさかのぼって連続した戸籍を確認する必要があります。

従前戸籍の欄で 前の戸籍が分かる

戸籍には様々な様式があり、様式によって「コンピュータ化後の戸籍」「コンピュータ化前の戸籍」「大正4年式戸籍」「明治31年式戸籍」等に分けられます。

コンピュータ化後の戸籍とコン

ピュータ化前の戸籍は戦後の戸籍です。昭和23年に施行された戸籍法に基づいたもので、現行戸籍といわれます。コンピュータ化後の戸籍は、平成6年の戸籍法の改正で戸籍事務がコンピュータシステムにより取り扱われることになり、これに伴って登場しました。

です。繰り返されてきた戸籍法の改正により、様式が変更されてきました。旧法戸籍といわれます。ここでは、コンピュータ化後の戸籍やコンピュータ化前の戸籍、大正4年式戸籍、明治31年式戸籍を取り上げ、それぞれの様式や見方を解説します。

本籍や筆頭者の氏名、戸籍事項などの欄があります（**サンプル1**）。「除籍」の記載は、戸籍から除かれることをいいます（**サンプル1**は死亡による除籍）。各人の身分事項欄には、氏名や生年月日等の他、出生や婚姻などが記載されます。

サンプル1の**a**は改製日を示しており、この戸籍では平成18年10月1日から取得日までの事柄が確認できます。仮に取得日が古い場合、戸籍に記載されている者の身分変動（死亡や婚姻等）を確認できないおそれがあります。

bは、この戸籍が平成6年の法改正により新たに編成されたものであることを表しています。コンピュータ化前の戸籍（改製事由）との一致をもって、戸籍の連続性を確認することができます。

cの従前戸籍とは、この戸籍に入籍する前に入っていた戸籍のことです。**c**により、近代太郎は前に近代春夫の戸籍に入っていたことが分かります。

サンプル1 コンピュータ化後の現行戸籍

全部事項証明	
本籍氏名	東京都中野区中野一丁目1番地 近代 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年10月1日 a 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 b
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和50年1月3日 【父】近代春夫 【母】近代夏美 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和50年1月3日 【出生地】東京都中野区 【届出日】昭和50年1月15日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成15年3月3日 【配偶者氏名】中野今日子 【従前戸籍】東京都中野区中野一丁目1番地 近代春夫 c
死亡	【死亡日】平成30年12月1日 【死亡時分】午後5時5分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成30年12月3日 【届出人】親族近代今日子
戸籍に記載されている者	【名】今日子 【生年月日】昭和55年3月3日 【父】中野秋男 【母】中野冬美 【続柄】長女
身分事項	(省略)
戸籍に記載されている者	【名】近代太郎 【生年月日】平成20年10月1日 【父】近代太郎 【母】近代今日子 【続柄】二男
身分事項	(省略)

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成30年12月28日 東京都中野区町長 ○○○○ 職印